

## 仕様書

本仕様書は、那覇市役所本庁舎デジタル電力量計取替修繕（以下「修繕」という。）の仕様について定めたものである。

- 1 修繕の目的：那覇市役所本庁舎内で設置、使用しているデジタル電力量計について、取替修繕を行う必要があるため。
- 2 履行期間：契約の日から令和8年3月14日まで
- 3 履行場所：那覇市役所本庁舎(那覇市泉崎1丁目1番1号)
- 4 修繕の内容：（別紙）那覇市役所本庁舎デジタル電力量計取替修繕に係る図面資料に明記されているデジタル電力量計計12機について、取替修繕を行い、安全に使用できる状態とすること。また、取替するデジタル電力量計は現行機と同等以上の性能とし、取替修繕後は動作確認を行い、取り外した現行機は受注者で回収するものとする。
- 5 着手前に提出する書類等
  - (1) 着手届（様式9）
  - (2) 現場代理人等届（様式10）※主任技術者の資格証の写しも添付すること。
  - (3) 使用材料承諾願（様式11-1）
  - (4) 使用材料承諾一覧表（様式11-2）
- 6 安全管理
  - (1) 着手前に現場調査を十分に行い、事故発生を未然に防止すること。
  - (2) 現場責任者の氏名、連絡先を担当職員に届け出ること。
  - (3) 受注者は当該修繕について、管財課の係員と事前に十分に調整して修繕の目的を達成しなければならない。
  - (4) 修繕作業を行う際、安全な作業進行を徹底し、市民や市役所業務の妨げにならないよう十分注意をはらうこと。
  - (5) 作業中は、作業員の事故防止のため、安全帽、修繕看板、安全チョッキ、カラーコーン、安全ベルト等を使用し、必要な事故防止対策を図ること。
  - (6) 騒音及び粉塵の飛散防止についての十分な対策を施すこと。
- 6 受注者賠償責任
  - (1) 受注者は、修繕期間中の事故による損害を補償するため、保険に加入しなければならない。
  - (2) 当該修繕に関し、受注者の過失により発注者または第三者に損害が生じた場合は、受注者は発注者または第三者に対し、速やかにその損害の賠償をおこなうものとする。

## 7 修繕終了報告

受注者は、修繕の完了後、完了届（様式12）を作成し、材料搬入伝票及び修繕前と修繕後の写真を添付して報告すること。

## 8 検査

- (1) 発注者は、修繕終了の報告を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会の上、仕様書に定めるところにより、修繕の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- (2) 前項の検査に合格しないときは、受注者は遅滞なく補正を行い再検査を受けなければならない。

## 9 修繕料の支払い

- (1) 受注者は、検査に合格し完了したときは、書面をもって修繕料の支払いを請求することができる。
- (2) 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に修繕料を支払うものとする。

## 10 その他

この仕様書に記載なき事項で疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議して、定めるものとする。